

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当町は、北海道北端の稚内より西方 59km の日本海上に位置し、2,282 人（令和 5 年 4 月 1 日現在）の人口と 81.33k m<sup>2</sup>の面積を有する町である。

礼文島を含めた、利尻島、サロベツ湿原一帯は、日本最北の国立公園である利尻礼文サロベツ国立公園に指定されており、それぞれ魅力的な特徴を持つが、その中で礼文島は、300 種とも言われる高山植物が咲き誇る花の浮島として知られている。

気候は、総じて北洋の気候に支配されるが、対馬暖流の影響を受け、また、オホーツク海から流入する流氷の影響もほとんどなく、夏季は冷涼で、冬季は風が強いが比較的温暖となり、また、本州ほど四季の区別のない気候となっている。

本町の人口の推移を国勢調査からみると、昭和 30 年の 9,874 人をピークに減少の一途をたどり、令和 2 年には 2,509 人となっている。人口減少率は毎年 2 %程度で推移し、将来の推計人口は、令和 12 年に 1,803 人、令和 22 年には 1,307 人とされ、令和 2 年時点の国勢調査人口と比べ、20 年間で 5 割に迫る人口減少が予想されている。

#### 人口推移

|        | 昭和 50 年 | 昭和 60 年 | 平成 7 年 | 平成 17 年 | 平成 27 年 | 令和 2 年 |
|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|
| 総人口（人） | 6,525   | 5,724   | 4,375  | 3,410   | 2,773   | 2,509  |

資料：国勢調査 各年 10 月 1 日現在

就業者数については、令和 2 年の国勢調査では 1,644 人であり、産業別の構成比は第 1 次産業 603 人・36.7%、第 2 次産業 212 人・12.9%、第 3 次産業 829 人・50.4%となっており、漁業を中心とした第 1 次産業と観光業を中心とした第 3 次産業の比率が高い。製造業事業者数については、近年の減少は見られないものの、高齢化や人口減などによって、将来的に大幅に減少する可能性がある。特に、新型コロナウイルス感染症の発生以降においては、労働力不足や原材料高騰が深刻化しており、就業者の確保対策とあわせ、地域資源等を活用した新たな産業の創出や生産性向上設備の導入等による町内産業の活性化が必要である。

産業別就業者数（大分類）の推移（単位：人）

| 産業    | 平成 17 年度 |        | 平成 22 年度 |        | 平成 27 年度 |       | 令和 2 年度 |        |
|-------|----------|--------|----------|--------|----------|-------|---------|--------|
|       | 就業者      | 構成比    | 就業者      | 構成比    | 就業者      | 構成比   | 就業者     | 構成比    |
| 第 1 次 | 824      | 36.8%  | 675      | 35.5%  | 652      | 36.3% | 603     | 36.7%  |
| 第 2 次 | 313      | 14.0%  | 239      | 12.6%  | 225      | 12.5% | 212     | 12.9%  |
| 第 3 次 | 1104     | 49.2%  | 986      | 51.9%  | 919      | 51.1% | 829     | 50.4%  |
| 分類不能  | 1        | 0.0%   | 0        | 0.0%   | 2        | 0.1%  | 0       | 0.0%   |
| 合計    | 2,242    | 100.0% | 1,900    | 100.0% | 1,798    | 100.0 | 1,644   | 100.0% |

資料：総務省「国勢調査報告」

製造業事業所の状況（従業者 4 人以上）

| 区 分      | 平成 22 年 | 平成 25 年 | 平成 28 年 | 令和元年 |
|----------|---------|---------|---------|------|
| 事業所数     | 9       | 5       | 5       | 6    |
| 就業者数（人）  | 117     | 77      | 76      | 75   |
| 出荷額等（億円） | 34.8    | 35.8    | 50.3    | 27.9 |

資料：工業統計調査

（2）目標

就業人口の減少や高齢化の中、付加価値の高い生産設備の導入により中小企業者の労働生産性の向上を図るため、中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に 3 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3 % 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする先端設備等の種類については、町内企業等の先端設備等を広範に対象とし、生産効率等の向上を図ることが必要であることから、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

礼文町の産業は、基幹産業である漁業・観光業をはじめ多岐に渡り、多様な業種が連携し町の経済、雇用を支えている。そのため、町内に広く点在する事業者全体で生産性向上を実現することが必要であることから、礼文町内全体を本計画における対象地域とする。

## (2) 対象業種・事業

礼文町の中小企業においては、業種を問わず労働生産性の向上が望まれることから、本計画において対象とする業種は全業種とする。生産性向上に向けた事業者の取組は新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年9月1日～令和7年8月31日までの2年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

### (1) 雇用の安定への配慮

人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

### (2) 地域経済の健全な発展への配慮

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象をしない等、健全な地域経済の発展に配慮する。